平成２３年（フ）第３８号
兵庫県西宮市今津出在家町10番10―404号
債務者　有井　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市小中島１丁目４番12号
債務者　吉方　深雪
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県西宮市山口町上山口１丁目３番12号
債務者　塩崎さゆ里
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７０１号
広島市西区庚午中２丁目６番29―101号
債務者　佐田國美香
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３９号
広島市西区観音町５番15―401号
債務者　岡野　光明
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１４号
広島市南区宇品御幸１丁目１番３号
債務者　田代　美香
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
大分県佐伯市直川大字下直見3450番地
債務者　曽宮　幸次
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第９号
北海道小樽市最上２丁目９番929号、前住所北海道小樽市長橋２丁目14番22号
債務者　中川　久枝
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３号
宮城県石巻市泊浜泊71番地、従前の住所宮城県牡鹿郡牡鹿町大字泊浜字泊71番地
債務者　松川きよみ
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４号
秋田県大館市二井田字上四羽出10番地５
債務者　眞崎　孝幸
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２７７号
茨城県守谷市本町32番地の122　県営13―204
債務者　西田明姫こと　金　　明姫
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
金沢市高尾台１丁目434番地　ウッドビレッジ高尾台207号室、従前の住所金沢市粟崎町チ59番地１
債務者　大道　京司
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６８１号
金沢市大豆田本町甲564番地　リバーサイド豆田503号室
債務者　滝　　良子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６８２号
金沢市平和町２丁目３番13号　県営住宅67棟11号
債務者　作田道之介
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
岐阜県高山市下岡本町2911番地30
債務者　住　　節子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３５７５号
愛知県あま市甚目寺郷浦140番地５　ｃｅｒｔｏⅠ102号、住民票上の住所愛知県稲沢市込野町郷中28番地
債務者　ミワシールこと　三輪　征史
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５号
愛知県岡崎市西大友町字森下43番地11
債務者　大島眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
三重県四日市市伊倉１丁目１番53―408号
債務者　岩井　悟子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係